

お客さま各位

非居住者のお客さまに係る国内振込のお取扱いについて

金融機関には、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」といいます）第17条において、非居住者のお客さまが行う為替取引等が、規制対象取引等に該当しないことを確認する義務が課せられております。

これにより、外為法に基づく非居住者のお客さまに係る国内振込は外国送金のお取扱いとなります。

しかしながら、当金庫では令和元年6月より外国送金のお取扱いを休止しており、原則外為法に基づく非居住者のお客さまに係る国内振込のお受付ができません。

お客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◇外為法に基づく非居住者のお客さまに係る国内振込の主な取引例

- ・ 振込依頼書に「非居住者円」等の記載がある場合
- ・ 振込依頼人または振込受取人が日本国内に住所又は居所
あるいはその主たる事務所を有さないお客さまの場合

なお、振込の受取人さまが外為法上の非居住者であることが判明した際には、お客さま（振込依頼人さま）に振込内容等を追加で確認させていただきます。

確認ができない場合（連絡が取れない場合を含む）は、受取人さまへの着金が遅くなることや返金される可能性がございます。

また、外為法に基づく非居住者のお客さまからの国内送金のお受取については、お客さま（振込のお受取人さま）に振込内容等を確認させていただく場合がございます。

お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、法令に基づく確認義務の適正な履行にご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上